

議案 第1号

保存樹の指定について

秋田市都市環境の創造および保全に関する基本条例（平成14年秋田市条例第25号）第9条第2項第2号および秋田市都市緑化の推進に関する条例（平成14年秋田市条例第27号）第9条第2項の規定に基づき、意見を求めます。

記

指 定 番 号 (予定番号) 第243号

指 定 別 単 独 樹 種 ケヤキ (ニレ科)

本 数 1 本 目 通 り 周 3.9m 樹 高 28m

樹 齡 380年（推定）

所 在 地 秋田市寺内字神屋敷地内

由 緒

本樹の在るここ一体は、根籠山（ねざさやま）古墳と言われていますが詳細は不明で古墳擬定地とされている。ここには石龍神社と呼ばれる神社があり、本樹は祠を護るご神木の如き風情を醸し、その枝葉の広がりは30mにも及ぶ樹木である。

案内によると「那珂惣達が六郡の水難を治めた功績があったが、上洛の途中瀬田の龍神に本国の水難除けを折ること四回に及んだ。享保6年（1731）湯沢で石龍を得、官に請うてこの地に祀ったのが始まりといわれている祠は古墳の石棺を利用したものとの説がある。」との記述があり、本樹は既に大樹に近く、台風等の風除けとしてあったものといわれている。

議案第2号

保存樹の指定の解除について

秋田市都市環境の創造および保全に関する基本条例（平成14年秋田市条例第25号）第9条第2項第2号および秋田市都市緑化の推進に関する条例（平成14年秋田市条例第27号）第9条第4項において準用する同条第2項の規定に基づき、意見を求めます。

記

1 指定番号 第122号

指定年月日 昭和51年2月18日

指定別 単独

樹種 イチイ（イチイ科）

本数 1本

所在地 秋田市山王四丁目地内

解除理由 枯死

2 指 定 番 号 第206号

指 定 年 月 日 昭和56年2月24日

指 定 別 单 独

樹 种 ゴヨウマツ (マツ科)

本 数 1 本

所 在 地 秋田市金足片田字待入地内

解 除 理 由 枯 死 (松くい虫被害による)

3 指 定 番 号 第137号

指 定 年 月 日 昭和52年3月30日

指 定 別 单 独

樹 种 糸ヒバ (ヒノキ科)

本 数 1 本

所 在 地 秋田市広面字赤沼地内

解 除 理 由 相続に伴い土地の売却をするものであるが、買い受け人が更地での引き渡しを求めていたため。